

令和6年度第1回三田市地域福祉審議会 議事録

日 時	令和6年8月21日（水）10時00分～12時20分
場 所	市役所本庁舎3階302会議室A
出席者	川本会長、畑副会長、大島委員、宮城委員、寿賀委員、久保委員、下嶋委員、戸出委員、古田委員、安田委員
欠席者	岡田委員
事務局	健康福祉部：入江部長 鶴次長 地域福祉課：宮城課長、芦田副課長、池田係長、森山
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

1.開会

2.会長、副会長の選任

3.協議事項

(1)会議の公開、附属機関等の会議の傍聴について

【資料1・2】

(2)地域福祉審議会の体制について

【資料3・4】

(3)地域福祉審議会のスケジュールについて

【資料5】

(4)第3次三田市地域福祉計画の進捗状況について

【資料6】

・第3次三田市地域福祉計画の進捗状況報告書(令和5年度)

4.説明事項

(1)重層的支援体制整備事業の取組状況などについて

【資料7】

5.その他

6.閉会

2 審議経過

1.開会

[事務局]配布資料の確認。会議の成立を報告。

2.会長、副会長の選任

「事務局一任」の声を受け、会長に川本委員、副会長に畑委員を提案し承認を得た。

3.協議事項

(1)会議の公開・附属機関等の会議の傍聴について

[事務局]附属機関等の会議の公開に関する事務取扱について説明。

会議録の作成方法および会議録への発言者名の記載について説明。

[下嶋委員]公開というのはどういう形式で行われるのか。

[事務局]市のホームページにおいて会議録を掲載する。

[川本会長]昨年度までの作成内容で問題等なければ、今年度も同様に、会議録は要約筆記により作成し、会議録へ発言者名を記載する方向で話を進めたいと思う。

[一同]異議なし。

(2)地域福祉審議会の体制について

[事務局]三田市附属機関の設置に関する条例および三田市地域福祉審議会規則について説明。

[古田委員]「資料2」の会議の傍聴について説明を求める。

[事務局]地域福祉審議会は会議内容を公開するため傍聴も受け付けている。

本日の審議会においては傍聴される方がいらっしゃらないが、傍聴席を設けて受け付けられる体制を整えている。

(3)地域福祉審議会のスケジュールについて

[事務局]令和6年度および令和7年度の開催予定について説明。

[川本会長]今期から新しく就任いただいた委員の方も多くいらっしゃるため、今回の審議会では、地域福祉計画がどのようなものであるかの共有がメインになってくるかと思う。第2回においては、重層的支援についての協議が中心になると思われるが、基本的には地域福祉計画をベースに議論する。

(4)第3次三田市地域福祉計画の進捗状況について

【基本目標1】つながり、支えあう地域づくり

[事務局]地域福祉計画の体系および進捗管理の対象・方法を説明した上で、基本目標1についての令和5年度の取り組み内容と実施状況を報告。

[川本会長]基本的に量的な報告が中心となるため実際に取り組んだ中身がどのような共有は難しいかもしれないがご不明な点や意見があれば伺いたい。

[古田委員]P5の重点項目の中で、認知症サポーター数が当初は10,905人、令和5年度時点が13,394人となっている。三田市の人口10万人に対し1割

程度がサポーターという認識で間違いないか。

[事務局] サポーター数については研修受講者の累積人数となっている。

[古田委員] 累積人数とするのは成果指標としてどうなのか。

非常にサポーター数が多いような印象を受けるが、この指標では誤解を生むのではないかと思う。

[川本会長] サポーター数ではなく、サポーター研修受講者数[累積数]ではないか。

誤解を招く可能性があるため、修正ないし説明を加える必要がある。

サポーター数というと市内に14,000人のサポーターがいるような印象を受けるが、この数値は累積数であるため受講者数の延べ人数である。

[古田委員] P6の黒丸4つ目の項目で、「民生委員の不在となっている区域」について記載している。問題は民生委員の欠員区域が生じている現状であり、欠員の解消に向けてどのような対策を講じるかが優先すべきことではないか。要援護高齢者調査において、民生委員が不在の地区は郵送で調査を実施したとあるが、支援が必要でも返信できない人もいる。民生委員がいない区域をつくるのが三田市にとっての問題であるため、解決できるようになるべく早く対応してもらいたい。

また、黒丸5つ目の小型受信機の使用について、何件ぐらいの希望や結果で検証の材料としたのかをお聞きしたい。

[事務局] 認知症高齢者の見守り支援としては、希望される方にBLEタグをお渡ししている。公共施設等に探知機を設置し、市民の方には専用の見守りアプリをダウンロードしてもらうことで、認知症高齢者が徘徊された際に探知できるという実証実験である。現在9名の方がBLEタグを利用されており、10か所ほどの公共施設等で探知機を設置している。6年予算の中でも20~30万円つけており今後拡充するためにも実証実験を行っている。

民生委員の欠員については、担い手不足の解消に向けて三田市民生委員児童委員協議会における広報部会の設立や、市としてPR動画の作成など担い手確保に向けて取り組んでいる。

認知症サポーターの件数については、研修を修了された方に修了書をお渡ししその段階でサポーターとしている。累積数として13,394名となっており、年間1,000人ほど受講されている。学校関係や企業・自治会や職員などが受講している。その後はスキルアップなどの講習を受けられた方が中心となって取り組みを展開されている。確かにここでいうサポーター数というのは受講修了された方になるため、注釈を付け加えて対応したい。

[古田委員] 三田駅前マンションには民生委員がいない。空白地帯をなくせるように取り組みを進めてほしい。

[川本会長] サポーター研修の修了証を持っている人に重複はないのか。

例えば、研修を受けて修了証を持っている人をサポートとして定義した場合に、修了証を重複して持っている人がいるのではないかという話がでてくる。サポーターが重複していないのであれば、サポーター数は修了証を持っている人だという説明で充分だと思う。毎年受けてその度に連続して修了証をもらっている人がいるのであれば延べ件数になるが、重複して修了証をもらうことがないのであれば、この数字は実数に近くなる。ただしサポーターであることを認識しているかどうかになってくるため、受講した人をサポーターとするという定義を説明すれば良いと思う。その点については確認しておいてほしい。

民生委員不在地域に対してどういう風に地域で支え合いをしていけば良いか、民生委員は中心になってもらっている人材であり地域福祉の重要なキーパーソンである。現在、欠員地区はどのぐらいなのかお答えいただきたい。

[事務局] 三田市における民生委員の定数は 228 名であり、8 月 1 日時点で 219 名となっている。9 名の欠員状態である。

[川本会長] 今後、欠員地区が広がっていく可能性が高いのか。

[事務局] 民生委員の平均年齢が上がっていることから、令和 7 年度の一斉改選時に多くの委員が退任することが見込まれる。次の担い手となる委員が見つからないという声も聴いており、欠員につながる可能性はあると考える。

[川本会長] 一斉改選前に市や社協を含めて次の担い手を探す取り組みを行う必要がある。また、先ほど「見守りが必要な人にアンケートを配布しても返答はないのでは」との意見があったが、要援護者レベルの方が独居の場合、郵便物を受け取って返すという作業が出来ていないケースがあり、その人こそ支援が必要な人である。どういう風に調査していけばいいのか手段の多様化を検討する必要があり、地域福祉支援員(社協)との関係の中で、地域のアセスメントの在り方をよりアナログにしていくことが現代的に求められているのではないかと。

[古田委員] 7 ページに記載されている「ヘルプマーク」の成果項目の中で、「令和 5 年度もヘルプマークは目標以上の申請があった。」と書かれているが、「ヘルプマーク」のようなものに目標はあるのか。目標は何件なのか。本来ならばこういうものに目標を設けるのではなく、本当に必要としている人に使用してもらうためのものではないのか。また、なぜ「ヘルプマーク」を危機管理課で対応しているのか。本来であれば、一般的な常識論から言うと介護保険課や障害福祉課等が扱うものではないのか。

[事務局] 「ヘルプマーク・ヘルプカード」は危機管理課で取り扱っているが、受

付窓口は危機管理課だけではなく、介護保険課や障害福祉課、地域福祉課など1階にある窓口でも受け付けている。目標設定については、危機管理課に確認しておらず推測となるが、危機管理課で避難行動要支援者の名簿を作成しており、名簿を作成する中である程度の「ヘルプマーク・ヘルプカード」を必要としている人を把握しているのではないかと思う。その必要としている人の数を目標値として設定していると考ええる。

[古田委員]推測になっている部分については、危機管理課に確認しておいてほしい。また、成果項目の中に、「ヘルプマークは目標以上の申請があり、ヘルプカードは市民への必要性の浸透が進んでおらず目標を下回っている」と記載されているが、この違いは何かあるのか。

[事務局]ヘルプマークは鞆などにつけられるゴム製のもので、一目で支援が必要な状態であることが分かるようになっている。ヘルプカードについては、財布などに入れられる名刺サイズの大きさのカードで、緊急連絡先などを記載できるものである。マークの方が目につきやすいということもあり、このような差が生じていると考える。

[大島委員]二つ質問がある。民生委員の負担感が大きいという話を聞くことがあるが、要援護高齢者調査をはじめ働きながらの民生委員活動は困難な状況だと思う。「民生委員のなり手に対する負担感」はどのようなものがあるのか戸出委員にお伺いしたい。事務局に対しては、担い手を増やすまたは維持するために負担感をどのように軽減させていこうと考えているのか伺いたい。また、P8の重点項目の中に、「地域福祉支援マネージャーを中心に地域課題の集約・分析を行い」と記載があるが、様々な主体がある中で、集約した内容を市民にどう還元しているのかお聞きしたい。

[戸出委員]民生委員の選出の現状だが、三田市民生委員児童委員協議会には8地区の協議会があり、地域の中でも差がある状態である。特に欠員が多いのはニュータウン地域で選任の方法について現在議論しているところである。民生委員よりも区・自治会の会長の方が任期が短く交代が早いので、人選的にも推薦できる人材が少ないことが課題となっている。農村地域においては、昔からの慣例的に集落で順番に担当している地区もあり、順番に選任される場合1期で終わってしまうため、継続して活動してもらえ人が少なく欠員となるケースもある。地区によって課題は異なるが、共通した選任方法を維持することは難しいため、他団体からの推薦も受け入れるなど工夫が必要だと考えている。

[川本会長]現役世代で共働きの場合、民生委員を務めるのは難しいのか、働きながらも工夫さえあれば民生委員活動をできるのかお伺いしたい。

[戸出委員]民生委員活動を広くPRしていくため、今年から協議会の中に広報部会を立ち上げた。民生委員の本来の活動・役割とは別に、まち協やふれ協などの活動を行い様々な地域福祉を担う中で、民生委員の負担感が増しているのではないかと思われる。

[大島委員]働いている人たちが負担感なく参加できるようにする必要がある、そのためには、活動内容を減らすか一人当たりの負担感を減らす必要がある。市民参画の視点から見ても担い手が不足しているため、市としてどのように取り組んでいくかが楽しみなどところである。

[事務局]民生委員の本来の役割は地域における見守り・相談支援だが、その範囲がざっくり設定されているため、活動が広がれば広がるほど負担が大きくなる。民生委員として活動していただく指針や、最低限しなければいけない活動の整理を行う必要があると認識している。現在、PR動画の作成など広報に力を入れているが、この中で民生委員の活動内容について盛り込んでおり、複数の活動を委員活動として紹介することで動画を見た人が過度な負担感を抱かないようにする必要があると思っている。また、民生委員の手続きについて、毎月活動報告書を紙ベースで事務局まで報告してもらっているが、今後デジタルを活用して簡素化したいと思っている。ただし、デジタルに不慣れな方もいらっしゃるため、紙ベースでの報告形態も残しつつ併用という形で実施していければと思う。

[川本会長]ニュータウンなどでは自治会の加入率が低くなっており、そもそもマンション等で管理組合しか存在しないところもある。門戸を広げて敷居を下げながら参加を促していくことが必要となるのではないか。地域性もあるが民生委員としてやらなければいけないことをまずはミニマムで示していく。現役で働いている世代からすると週何日拘束されるか不明瞭な活動に無責任に参加できないということもあると思う。その点を考慮しないと若い世代の人が働きながら参加するというのはかなり難しいことではないか。そういうところが明確化されることで良い地域活動の参加となるのではないか。また、12ページの成果指標において、ボランティア活動者数が“◎”になっており増加傾向であるため、地域・他者に対して貢献したい人が三田市では多く良い傾向に向かっていると思う。それが民生委員との親和性が高くなるような仕掛けをすることで、欠員区域が増えないように、もしくは欠員区域が埋まるようなアプローチを考えなければいけないと感じた。あと1点、地域課題についてご質問があったかと思う。

[事務局]8ページの「地域福祉支援マネジャーを中心に地域課題の集約・分析を行い」と記載されている箇所について、どのように公開しているのかと

いうご質問であったかと思う。現在広く公開は行っていないが、市と社協では定期的に情報共有の場を設けている。地域によって個別具体的な事情は多々あり、そのまま公開すると課題になりかねないが、自主団体等で協議しながら、必要に応じて、それぞれの地域においては地域福祉支援員を通してフィードバックを行っているところだと認識している。

[畑副会長]各地域においては、地域診断ということでアセスメントをさせていただいている。ただし、地域福祉支援員ということでコミュニティの方の診断だけになる。そのため、高齢者の細かい課題になると地域包括支援センターが担当というように、地域全体像をとということになると各専門員を集めた情報の中で地域診断が必要になってくる。今後、地域包括支援センターや聞いてネットなど地域における個別ケースの診断を合わせたの判断になるかと思う。また、地域福祉については、ふれあい活動推進協議会の会長会等で各地区の情報を共有している状態である。今回、各委員に配布している「第3次地域福祉推進計画」の冊子において、19ページに各地区の圏域の違い等を記載している。このように地域差がどのようにあるのかをオープンにしながら実施している。

[古田委員]民生委員関係での意見となるが、民生委員の会長や副会長など組織の在り方が変わらないといけないと思う。総会や会議を平日に開催している状態では、働いている人が参加できない。民生委員内部での考え方を変えなければ現状は変わらない。例えば、平日に会議を開催するのではなく休日に実施するなど、臨機応変に対応し柔軟な発想をもたないといけない。組織を作っている人たちが変わらないといけないと思う。また、8ページの内容に戻るが、成果指標の「地域のつどい・交流の場の数」の中で、令和3年度が115箇所となっているが、令和5年度になってもそこまで増えていないように感じる。令和9年度の目標値は270箇所としているが、そんなに簡単に居場所づくりを行う団体が増えるものなのか疑問に思う。この設定数値の理由や背景を教えてください。

[事務局]令和9年度の目標値の根拠について、当初115箇所となっており、5年間を通して6地区で5箇所ずつ増えていく計算としている。この計算でいくと令和9年度時点で265箇所となり、四捨五入した結果、目標値の270箇所となる。

[古田委員]高い目標値ではあるが頑張ってもらいたいと思う。

[川本会長]時間の関係もあり、次の基本目標2に移りたいと思う。

【基本目標2】困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくり

[事務局]基本目標2についての令和5年度の取り組み内容と実施状況を報告。

- [川本会長]非常に分かりにくい単語ばかりでイメージがつかみにくいかもしれないが一つずつ確認してもらいながら意見をもらえればと思う。
- [古田委員]福祉コンシェルジュを配置されていると思うがどこにあるのか分かりにくい。作ることが目的ではなく市民の人に利用してもらうことが目的であるため、もっと目に留まる場所に設置するべきではないか。今後福祉についての相談は増えていくと思われるため、市民の人が来庁した際に利用しやすい環境づくりについて検討してもらいたい。
- [事務局]1階の地域福祉課にコンシェルジュを設置している。障害福祉課や生活福祉課がある場所に設置してあり、プライバシーの観点から目につきにくいような場所になっているかもしれない。看板で表示するなど対応しているが、今後更に市民にとって分かりやすい窓口となるよう改善していきたい。
- [下嶋委員]17ページの成果指標の中に、「三田市生活安心サポートセンターにおける相談件数」とある。感覚的に相談件数が少ない方が課題が少ない状態であるように捉えてしまうが、この指標では件数が増加することを目標としている。どのようにこの指標を捉えれば良いのか伺いたい。
- [事務局]確かに相談件数が増えることが良いのかということはあると思う。一方で、相談したいけれど相談できていなかったり相談する気にもなっていないかったりと課題を抱えたままになっている人がいるのも実態である。悩ましいところではあるが、その部分を促していける形として件数が増えることを目標に設定している。ゆくゆくはすべての人が相談できるようになり、そこで解決して相談件数が減少することが理想ではあるが現状としてこのように設定している。
- [川本会長]この指標も数値だけではなく内容を見ないとよし悪しも判断できないと思う。相談内容がどのようなレベルか、また相談に入ってどのように課題を解決し、孤立を解消できたかどうかなって来ると思う。専門職と困難を抱える住民が結びつき相談に至ったと捉えた時に、孤立というのは社会関係性がない状態であり、まずは専門職とつながることが必要となる。日常生活の中では、住民同士のつながりができて課題が解決したということであれば、相談が増えた後の成果が出ていると捉えることができタスクゴールとなる。相談の内容によってはよくも悪くもなるため必ずしもゼロになることが良いわけではない。
- [宮城委員]15ページの重点項目【計画における市の取組】の中で、「不足している19～64歳の人の相談を一時的に受け止める機能」とあるが、この年齢層の人は、働いているなどの理由により日中に相談する時間がない人も多い。働き手が相談しやすいようにメールやチャットなどSNSの相

談窓口も導入していった方が良いと思う。また、17 ページの【主な事業の実施状況】黒丸二つ目において、「ひきこもり状態にある人やその家族に対して、相談支援や啓発講演会を実施した」とあるが、講演会などの場に参加していることを知られたくないなどの理由から参加を躊躇される人もいらっしゃるため、オンラインでも視聴できるようなツールがあれば、相談窓口等の案内も行うことができ孤立の解消につながるのではないかと思う。また、19 ページ【成果指標】において、「相談支援マネジャーのコーディネート延べ件数」の目標値が40 件と記載されているが、40 件というのはこれから行われる多機関協働支援会議の開催回数なのか、どういう経緯で設定しているのかお伺いしたい。

[事務局] 一つ目のご意見については、参考にさせていただきながらより相談しやすい環境づくりを進めていきたいと思う。余談になるが、市のホームページ等で「悩み相談窓口一覧」を掲載している。これまで、相談窓口の電話番号等を記載するにとどまっていたが、二次元コードを読み込んで相談できるなどの仕組みを設けるようにしている。三点目のコーディネート件数については、本格実施する令和7 年度から稼働する形になるが、考え方としては、月3 件×12 か月で36 件とし、切り上げて40 件に設定している。この数値は、実際の会議の中で検討しながらコーディネートした件数となる。

[川本会長] 多機関協働支援会議でケース検討するとの認識で間違いはないか。
この会議は定例的なものになるのか。

[事務局] 仕組みについては現在検討中であるが、定例的に開催することをベースにしつつ必要に応じて臨時で開催することを一つの考え方として検討している。

[川本会長] 多機関協働というのは、様々な主体がつながる場をどのように作るかを会議体として実施していくことだと思うが、ケース会議の場合、多機関協働支援会議の中で必要に応じて、また、ケースの属性によって開く建付けで良いということか。また、支援会議ないし重層的支援会議で取り扱う件数が年間40 件と見込んでいるという認識で間違いはないか。

[事務局] その認識で間違いはない。

[大島委員] 15 ページの内容について、外国人の方などそもそも相談窓口を怒られる場所として認識している人が多いため、なかなか相談に来ない。サロン等の地域活動が全てではないが、働いている人たちや外国人の方など、そのような場に参加できない人も多い。
「場とつながりの研究センター」では、お母さん向けの食糧配布事業を夕方から夜にかけて実施しており、ただ食料を取りに来るだけだがその中でコミュニケーションをとっており地縁型ではないテーマ型コミ

ユニティが出来てきている。地域だけでなくそのような場面でも推進していき、Zoom などオンラインツールを活用したひきこもり支援なども取り入れていければいいのではないかと思う。

[事務局]制度福祉を中心とした展開だけではカバーしきれないところもあり、それは当然のことである。制度福祉や既存の活動だけではなく、切り口を複数作って入ってきやすい状況を作っていけるように留意しながら進めていきたい。

[川本会長]大島委員の意見でもあったように、各種相談窓口はあるが外国人の方にとって相談しに行くことはハードルが高いと思われる。どのような相談の仕組みがあればより相談しやすい環境になると思うか寿賀委員のご意見をお伺いしたい。

[寿賀委員]外国の方は言葉の問題もあり市の相談窓口に行くことはハードルが高い。一つとしては、ワンストップ窓口の体制をとり、どんな分野でもまずは相談窓口に来てもらって話を聞きながら専門機関につなぐことで、相談することのハードルが低くなるのではないか。そのワンストップ窓口の存在を知ってもらうことに対しても課題が多い。現在、月1回社協と情報交換を行い連携を図っているが、まずは来てもらえる窓口にする必要がある。本格的に海外から来られる外国人は2000年ごろから増えてきた。

日本人と結婚された方の場合、そのご両親の介護の問題がある。配偶者自身が40代となると両親は80代から90代になってくる。その場合、子どももまだ若いケースが多く、日本の制度も分からない状態で子育てと介護を担うことになり負担が大きい。

また、日本語ができるようになってきてもご近所付き合いや複雑な申請など自身だけで対応することが困難な場合配偶者に頼っていることが多く、その配偶者が高齢化し動けない状態になることで、本人が孤立してしまうこともある。これまで配偶者を通じた地域付き合いや生活があっても、例えば配偶者の方が亡くなるなどの要因により、関係が切れてしまうこともある。日本人同士の生活とは異なる面で考慮すべき点も多い。また、避難時の救護に係る要支援者名簿など、自動的に登録されるものではなく自らの申請が必要になってくるが、申請手段を知る機会が外国の方には少ない。多言語化が進んでいないため、言葉が分からなくても情報を得られるような案内が必要。例えばヘルプカードを多言語で案内している市もあり、案内だけでも多言語であればかなり入りやすくなるため、入口を分かるようにする必要がある。

[川本会長]情報のアクセシビリティをどう解消するかに尽きると思う。また情報へのリーチの仕方は地域福祉コーディネーターとの協働によってどう届

けるかになってくるかと思う。多言語化は必須であり全ての媒体で進めていく必要がある。

公共の刊行物も含め、できているところとそうでないところを確認する必要がある。そこが変わらなければ地域における多言語化まで浸透していかないと思う。まずは役所など公共性の高い団体が多言語化をどのように進めていくか議論しなければいけない。

[畑副会長] 支援室の方でも19～64歳までの相談とあったが、その窓口に住てというよりも地域に出向いて地域の中での発見をいかにつかんでくるかに支援員は重点をおいている。地域の中で気になる方の情報はサロンや会議の場で話されることが多いため、そこでアプローチをかけて情報をつかむことで適切な支援窓口につなぐようにしている。中には、実際に外国籍の方や配偶者が亡くなられてから困られている方に対して、地域の中でどうしてあげればよいのかという声も耳にするため、その際は国際交流協会に相談し一緒に対応させていただくこともある。パートナーの介護や配偶者の介護ということで「介護制度が分からない」や「分かち合いができない」という声もお聞きすることがあり、その場合は地域包括支援センターが実施している介護者交流会等への参加を呼び掛けている。いかに地域の中でそのまま埋もれさせないかという形でアウトリーチを行っている。国際交流協会とは当事者の方がどのような問題を抱えられているのか情報共有を行い、「やさしい日本語」ということで福祉の窓口がどこにあるのか分かりやすく表記し広報していくため、月1回の定例の場をもってネットワークを築いている。

16ページ【市及び社会福祉協議会による主な取組み】に記載されている「地域福祉支援室 個別相談件数」について、「4,548件」と記載があるが、15ページの「地域福祉支援室 個別相談件数」と一致しないため、16ページの「4,548件」は寄せられた総相談件数ではないか。

[事務局] 畑副会長のご指摘通り、16ページの方は「個別相談件数」ではなく「総相談件数」の誤りである。

【基本目標3】誰もが安心して暮らせる体制づくり

[事務局] 基本目標3についての令和5年度の取り組み内容と実施状況を報告。

[川本会長] 成年後見制度の認知度について、最近の相談等の状況を含めて安田委員に意見をお伺いしたい。

[安田委員] リーガルサポートの相談件数は増えてきているが、受任者を探すことが困難な状態になっている。三田市でいうと神戸市や宝塚市の先生もいらっしゃるが、加東市など他市を見てもリーガルサポートを受けていただく先生をどう確保するかが大きな課題となっている。

- [川本会長]需要が高くて供給が足りていないという認識で良いか。
- [安田委員]実際にそのようになってきており、新人の方に受けてもらいたいが本人を助けるにあたり一人では後見人になることができず、協力体制ができていないと本人にとっても良くない方向に進んでしまう。それを見ている人が後見人に対して大変だというイメージを抱き悪循環になっている。この状態をどう改善していくかが課題である。
- [川本会長]需要に対して供給できる体制づくりを進めなければいけないと思う。市民後見人についてはどうなっているのか。
- [事務局]市民後見人の育成も視野に入れているが、市民後見人というのは研修等も含めハードルが高い。その前段という形で権利擁護のサポートとして大きな視点をもてる人材の育成を市と社協で進めている。その上で、令和4年度に権利擁護サポーター養成講座を実施し、昨年1年間でのように活動していけばよいか検討を重ね現在10名が登録している状態である。また令和6年度後半にも養成講座を実施する予定としている。
- [古田委員]38ページ避難行動要支援者制度の個別避難計画について、「助けてください」とおっしゃる方が多数いらっしゃるため「助けてあげられる」立場の人が必要。いつ災害が起こるかわからない状態で「本当にその人を助けてあげられるのか」支援者が責任を感じる。その責任を負担に感じるためなかなか進まないという実情があると思う。何かあれば助けにいこうという心構えはあるが義務化された形で文章に残っていると支援者自身の責任になりリスクを負うことになる。堅い制度として実施することはかえって弊害になる可能性もあると個人的に感じている。
- [川本会長]地域福祉計画で取り扱う項目としては減災をメインに議論するが、かたや南海トラフで津波が予測されているところでは策定率が高い事前復興まちづくり計画というものがある。早めに震災が起こる前に対処しようというのが事前復興まちづくり計画である。地域福祉計画は予防的福祉の意味付けていくと震災が起きてから助け合うのではなく事前に回避するために、予防的に減災を図るために検討することが必要になってくるのではないか。
- [下嶋委員]31ページの「地域内交通」について、地区によっては交通手段がないにもかかわらず、事故があった際に責任をとれないからと「高齢者を乗せてはいけない」と言い合わせしているところもある。参加したくても参加できず家に閉じこもってしまう人が多くおり、連れ出してあげたいが交通手段がないため非常に困っている。地域交通についての記載の中で、地元が一生懸命地域交通を考えていると書かれているが、三田市としてどういう風に取り組もうとしているのか見えてこない。老人会でも市に意見を申し込んでいるが、返事が返ってきていないためそのあたりの意見を伺い

たい。

[事務局]地域交通に関して資料がなく返答できないため、確認して何らかの形でお返してできればと思う。

[川本会長]30 ページ【成果指標】において、「新たな地域内交通導入個所数」が記載されているがそれだけで進捗を計れるのか疑問に思う。ここでの成果指標は数量化できるもので設定していると思うが、成果を計るには実施状況に対してどうなったかが求められてくる。共通認識として数値化されているものだけが成果指標ではないということは確認しておく必要がある。

今回の審議会において、多角的・多面的な意見をいただいているため、一度内容を整理しつつ事務局及び委員の見解を踏まえて、計画にフィードバックしていくべきこともあるのではないかと思う。

4.説明事項

(1)重層的支援体制整備事業の取組状況などについて

[事務局]配布資料を元に取り組み状況等について説明。

[久保委員]保護司は犯罪を犯した人という限られた人の中で支援を行っており、出口支援にあたる。守秘義務があり支援内容を公には言えないが、社協とのネットワーク協議会を構築し、連携を取りながら保護観察所と共に支援を行っている。ニュータウンの経緯を見た時に、人口が増えると犯罪件数も増えるということが言える。今、生きづらさから犯罪の背景が複雑になり、保護司からの支援だけでは更生が難しくなっている。国が進めている重層的支援体制整備事業もあり、再犯防止に関する地域支援についても保護司会の中で大きく変わってきている。これからは、司法だけではなく、福祉、医療の関係団体と連携を行いながら支援を行う必要がある。市民の皆さまに対しては、罪を償ったあと、三田に帰りたい、住みたいと思われている方の気持ちを理解して頂くことで再犯を防ぐことができ、それが安心安全なまちづくりへの一環となることを知って欲しい。地域支援の中に保護司会の重層支援も加えていただきたい。重層的支援の中に司法も入るということを認識してほしい。

[畑副会長]「第3次地域福祉推進計画(社協)」の7ページに地域福祉推進計画と地域福祉計画の関係図を記載している。三田市の各分野における計画の横つなぎで全体を取りまとめるところが地域福祉計画になっている。国の方で地域共生社会をつくるのが大きく掲げられており、それぞれのカテゴリではなく“地域”という枠組みで全ての制度の建付けをする方針になっている。

また、概念的なところで言うと、75 ページに「諸概念の整理」を掲載しており、共生社会を作っていく中に包括的支援体制(地域福祉)、地域包括ケアシステム(介護保険)があり、それらを実施していくために重層的支援体制整備がツールとして必要である。地域の暮らしの中では外国籍の方や高齢者の方、障害をお持ちの方など暮らしのカテゴリでは分けられない中で、理解しあってお互いに過ごしやすい環境づくりをしていく必要があり、様々なネットワークの中で進めていこうということになっている。6 ページには「地域共生をつくる3つの支援」を掲載しており、当事者の方が社会から孤立しているところをいかに地域の方に寄せていくか、また地域が個別の方に寄っていくかということを進めていければということである。現在実施している。その中で、司法というのはこれまで福祉とあまり関わりがないように思われていたが、関わっているケースの方が例えば高齢者の方で、セルフレジの仕組みが分からないうちに通り抜けてしまって万引きとして逮捕されるなど、ヘルパーさんがいたとしても突然消えてしまって何が起きたかわからないまま福祉の方に戻ってきてサポートできずに再度犯罪を繰り返してしまう。司法と連携することで、罪を犯したときにどのように地域の中で見守っていけばいいか、司法の方では、どのように保護司の方が関わりをしていけばいいか福祉的な視点をもって関わり方を変えていくこともできる。重層的支援の現場レベルにおいては平成の終わりから連携を進めているところである。

[川本会長] 司法と福祉ではなく現在は司法福祉という概念で一体的に進めていこうという流れになっている。重層は司法福祉だけではなく「誰一人取り残さない」であるため、人を選ばず受け止めるということをや三田市版でやっていこうということである。

5. その他

[事務局] 今後の開催予定について説明

6. 閉会